

小規模事業場の事業主・労働者の皆様へ

地域産業保健センターをご利用ください

産業保健サービスを**無料**で提供します！

事業者には、労働安全衛生法に基づき、健康診断の実施や長時間労働者に対する面接指導などの実施義務が課せられていますが、労働者数 50 人未満の小規模な事業場の事業主が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導や健康相談、労働安全衛生法に定められている健康診断の事後措置等の産業保健サービスを十分に提供することは、多くの場合困難な状況にあります。

このため、小規模事業場の事業主とそこで働く労働者の方々を対象として、各種の産業保健サービスが受けられるよう地域産業保健センターが設けられています。

地域産業保健センター（地域窓口）は、

奈良労働局、労働基準監督署、奈良県医師会及び郡市医師会の協力を得て、独立行政法人労働者健康安全機構奈良産業保健総合支援センターが県内の労働基準監督署単位（4箇所）に設置・運営している事業で、小規模事業場の事業主の皆さんやそこで働いておられる労働者の皆さんを対象に各種の産業保健サービスを無料で提供しています。

従業員の心身の健康管理、社内の作業環境管理・作業管理等に苦心されている事業主の皆様、ご自身の健康やメンタルヘルス面等に気にかかることがある労働者の皆様のご利用をお待ちしています。



独立行政法人 労働者健康安全機構

奈良さんぽ

奈良産業保健総合支援センター

〒 630-8115 奈良市大宮町1-1-32 奈良交通第3ビル3階

TEL(0742)25-3100 FAX(0742)25-3101

E-メール:info@naras.iohas.go.jp 奈良さんぽ

事業主の皆さんへ

① 健康診断の結果、異常所見のある労働者等に対する保健指導、健康相談

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、異常所見（血中脂質検査、血圧測定、血糖検査、心電図検査等）のあった労働者に対し、地域産業保健センターの医師又は保健師（登録産業医等）が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。（医学的な診断や医療行為を行うものではありません。）

② メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠等、メンタルヘルス不調を自覚している労働者、ストレスチェックにおいて高ストレスと評価された労働者、事業主から利用を促された労働者及び当該労働者を使用する事業主からの相談・指導を登録産業医等が行います。（医学的な診断や医療行為を行うものではありません。）

③ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、異常所見のあった労働者に関して、その健康を保持するため必要な措置について、事業主からの意見聴取の求めに対して、登録産業医が意見を述べます。（医師からの意見聴取は、労働安全衛生法第 66 条の 4 に基づく事業者には課せられた義務です。）

④ 長時間労働者に対する面接指導

時間外・休日労働時間が 1 月当たり 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者から申し出があったときは、労働安全衛生法第 66 条の 8 の規定に基づき、事業主は当該労働者に医師による面接指導を受けさせることが義務づけられていますが、地域産業保健センターでは、登録産業医がこの面接指導を実施するとともに、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業主からの意見聴取の求めに対して、登録産業医が対応します。



⑤ ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づき実施されたストレスチェックの結果、高ストレスと評価され面接指導が必要であると判定された労働者に対して、地域産業保健センターでは、登録産業医がこの面接指導を実施するとともに、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業主からの意見聴取の求めに対して、登録産業医が意見を述べます。

労働者の方々へ

事業主からの指示などにより利用される労働者だけではなく、職場で受診した健康診断の結果、異常所見のあった方や健康に不安をお持ちの方、疲労が蓄積していると感じている方、こころの健康不安や高いストレスを感じている方などであって、自ら保健指導等を希望される労働者についても無料で利用することができます。

この場合は、事業者を通じて申し込むか、または直接、地域産業保健センターのコーディネーターまでご連絡ください。

事業場への個別訪問による産業保健指導

登録産業医等が事業場を個別に訪問し、以下の支援等に応じることもできます。

- 1) 事業主からの相談への対応、健康診断有所見者の就業上の措置に係る意見陳述、面接指導の実施（左①から⑤）
- 2) 個々の労働者に対する保健指導・助言等の実施（左①、②）
- 3) 工場、事務所等の職場巡視を行い作業環境管理、作業管理等に関する助言指導の実施
- 4) 労働者に対する健康講話の実施

奈良県内の地域産業保健センター（地域窓口）

地域窓口URL：<https://naras.johas.go.jp/chisanpo/>

北和地域産業保健センター（北和窓口）

〒630-8031 奈良市柏木町 519-7
奈良市医師会内
☎ 0742(33)5235 FAX 0742(34)1952
コーディネーター ☎ 070-2153-1823
☎ 070-4530-8454

担当地域：奈良市・大和郡山市・天理市・生駒市
生駒郡・山辺郡

葛城地域産業保健センター（葛城窓口）

〒639-0252 香芝市逢坂 1 丁目 374 番地 1
北葛城地区医師会内
☎ 0745(71)7277 FAX 0745(71)7278
コーディネーター ☎ 070-2153-1824
☎ 070-7464-8429

担当地域：大和高田市・橿原市・御所市・香芝市
葛城市・北葛城郡・高市郡

桜井地域産業保健センター（桜井窓口）

〒633-0062 桜井市粟殿 1000-1
桜井市保健福祉センター「陽だまり」3 階
桜井地区医師会内
☎ 0744(43)8766 FAX 0744(42)0596
コーディネーター ☎ 080-9048-2238

担当地域：桜井市・宇陀市・磯城郡・宇陀郡

南和地域産業保健センター（南和窓口）

〒637-0036 五條市野原西 6 丁目 1-18
保健福祉センターカルム五條 2F 五條市医師会内
☎ 0747(25)3059 FAX 0747(25)3049
〒639-3111 吉野郡吉野町上市133
吉野町中央公民館 吉野郡医師会内
☎ 0746(34)2353 FAX 0746(34)2358
コーディネーター ☎ 080-9048-2239

担当地域：五條市・吉野郡

■地域産業保健センターのご利用に当たっては、上表の「担当地域」から貴社の所在地を担当する地域産業保健センターをご確認いただき、当該センターのコーディネーターまでご連絡ください。

■または、裏面の「地域産業保健センター利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、貴社の所在地を担当する地域産業保健センターまでファックスにて申し込んでください。